

令和6年7月22日 開会
令和6年7月22日 閉会
第 3 回
(通算第 229 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 8 号	
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。	
令和6年7月9日	
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学	
1	日時 令和6年7月22日
2	場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 3 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		
令和6年7月22日		
招集の場所		
吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室		
応 招 委 員	農 業 委 員	会長 齋藤 学 代理 河野 達
		2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典
		6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
		河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太
		澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧
不応招委員		なし
出 席 委 員	農 業 委 員	会長 齋藤 学 代理 河野 達
		2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典
		6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
		河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太
		澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧
欠 席 委 員		本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
欠 席 委 員	農 業 委 員	9番 藤井 和子
欠 員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 9時23分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		尾崎 勝典 米田 浩司
会期の決定		令和6年7月22日
開 議		令和6年7月22日
備 考		

第 3 回農業委員会
(通算第 229 回)

令和6年7月22日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |

事務局	本日の欠席の方は、藤井委員で、農業委員さん１２名の内１１名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	・・・あいさつ・・・ 報告を申し上げておきます。 先月６月に５条の１項に出ました、〇〇の案件でございますが、この案件、島根県の開発協議も許可がおりました。また、島根県農業会議の常設委員の審査もしていただきまして、これも認可されまして、両方とも通りましたので、次は工事に移るだけ、という風な形になりますので、頭に入れといてほしい、という風に思います。 議事録署名委員として尾崎委員、米田浩司委員を指名します。 議案第１号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第１号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。 今回の申請は、農地の所在は〇〇、地目 〇、面積〇〇㎡です。所有者は〇〇さん、〇〇の方です。非農地の事由は治山事業実施に伴う保安林指定のためです。 治山事業の経過を説明します。この場所は、平成３０年７月に降雨により出水が発生しました。その時に裏山の谷があふれ土石が流出し、危険な状態になっているとの通報を受けて、役場の建設水道課が現場を確認したところ、流木や土砂が流れ出た状況となっております。 危険と判断し、町から島根県に治山事業の採択を要望した結果、急遽、事業採択が決定し、令和３年２月に事業に着手することになりました。 本来でしたら工事の着手前に、県が非農地証明願いの手続きをする必要がありましたが、人家や道路の保全を目的とした工事を優先して実施したため、手続きが後追いとなったそうです。そのことについて、益田県土整備事務所からの報告書が提出されております。 また、この事業については、令和５年１月にも他の農地について非農地証明交付

議 長	申請が提出され、非農地の承認をしたところですが、他にも登記簿と切り図が合っていない箇所があり、そこも保安林の指定が必要であったことが審査機関から指摘されたため後追いの申請となったという報告がありました。 非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。 はい、ありがとうございました。この議案第1号につきましても、私もこの案件覚えておりまして、また出るのかな、と思っていたところなんですけど、中の内容、説明で分かりました。 それでは今回の議案第1号の非農地証明の現地確認の委員さんのお名前を発表したいと思います。 まず、見川委員さん、それから米田銀次郎委員さん、それから河口委員さん、このご3名の方に現場を確認していただきたいと思います。 また後日の総会の時、次の来月の総会の際に確認報告をお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地の売買をするときには、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるので、申請が提出されたものとなります。 農地の取得を許可する要件は、主に3つあります。 ①農地を取得する人が農地のすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③周辺地域の営農に支障がないこと です。 委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。
事務局	議案第2号1番について説明します。 農地の所在は〇〇、地目は〇、面積〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇のところにある農地で、無償譲渡されるそうです。 譲受人は、この農地で野菜を栽培されるそうです。〇〇さんは現在と同様に耕作するため周辺の農地に影響はないと思われます。

	以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、議案第２号１番につきまして説明は以上の通りです。現地の方を農業委員さんの方に確認していただいておりますので、尾崎委員さん、よろしくお願いします。
尾崎委員	おはようございます。〇〇さんは、〇〇で、〇〇の畑を〇〇さんに面倒見てもらうという事でした。別に変わったところはないので大丈夫だと思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。現地の方はそんなに難しくないようです以上で終わります。 それでは、皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願いします。 ないようでしたら、裁決の方にうつらせていただきます。 それでは、議案第２号の１につきまして、賛成の農業委員さんの挙手をよろしくお願いします。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可承認されました
事務局	議案第２号２番について説明します。 農地の所在は〇〇と〇〇、合計〇筆で合計の面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地の場所は〇〇から〇〇に〇〇のところにある農地で、無償譲渡されるそうです。 譲受人は、〇〇にある〇〇を購入され、合わせて農地も譲り受けるそうで、〇〇、〇〇、〇〇を栽培されるそうです。機械は管理機と草刈り機を所有されています。 〇〇さんは周辺の農業経営方針を確認して耕作されるので問題ないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのこと。 以上ご審議をお願いします。
議 長	それでは、議案第２号２番につきましても〇〇の案件ですので、尾崎委員さん、よろしくお願いします。
尾崎委員	〇〇さんは、〇〇の唯一の後継者だったんだろうと思います。現地に行った時に、どこか〇〇でいいところはなか、という話も以前ありました。で、やっと〇〇の方で見つけた、という事です。

議 長	〇〇でも〇〇とか野菜、なすび、きゅうりなんか畑に自分で作ってやっと思ったと思います。だから大丈夫です。以上です。 ありがとうございました。現地の方は、以上のような形でございます。 それでは、みなさんのご意見をいただきたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしくお願いします。 ありませんね。それでは第２号議案２番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、この案件は認可承認されました。 議案第３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地転用の申請です。農地法第４条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。 許可の条件はいくつかありますが、委員の皆様は周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 農地の所在は〇〇、地目が〇、面積〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さんです。場所は〇〇のところにある農地です。転用目的は墓地です。転用理由は、今の墓地が山中にあり管理が困難であるため家の近くに移したいとのことです。 この農地は、吉賀農業振興地域整備計画で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」内の農地でしたが、今年２月の農業委員会総会において、この農地を農用地区域から外すことについて、意見なしとしたところです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了したところです。 転用の確実性を見るため資金調達を確認しますが、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。この４条につきましての現地の方、米田浩司さんに現地、見ていただいておりますので、ご報告よろしくお願いします。
米田浩司委員	おはようございます。

議 長	先月、〇〇さんとお会いしてお話ししました。周辺の農地、全て〇〇さんのものであり、周辺の影響というのではないと思います。雨水とか、雨の場合の前側に排水道を 150 の幅をひいて、その横にある治山の流動口の方に全部流すということだそうですので、崩壊の恐れもないと判断しました。 はい、ありがとうございました。 この現地、〇〇の〇〇でして、しょっちゅう草刈りをやっております、という所でございます。 それでは、この 3 号の 1 につきまして、みなさんの意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願いします。 はい、ないようでございますので採決の方にうつらさせていただきます。 第 3 号議案 1 につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成でございます。この案件、認可承認されました。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	この案件も農地転用の申請です。農地法第 5 条とは、農地の権利移動を伴う農地転用で、農地を売って建物などを建てる場合の申請となります。 許可の条件はいくつかありますが、先ほどと同じく委員の皆様は周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。 2 件ありますが、隣り合う農地で転用の目的はどちらも墓地であるため一緒に説明します。 1 番の農地の所在は〇〇、地目は〇、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 2 番は〇〇、地目が〇、面積〇〇㎡、譲渡人は同じく〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 転用の理由は現在の墓地が山中にあり、管理が困難であるため家の近くに移したいとのことです。 資金は残高証明で確認したので資金面での問題はありません。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	先ほどありました、第 3 号第 4 条の案件に引き続いての 5 条の案件でございます。 この案件につきまして、米田委員さんに現地の方を確認してもらっておりますので、ご報告をよろしくお願いします。

米田浩司委員	先ほどの第４条第１項の案件と隣接して、１つの畑を分筆しての墓地になると思うんですが、同じように並んでおりますので、全体を通しての排水を引っ張って、流動口の方に水を排水する、と。周りも全て〇〇さんの農地であり、問題はないと思われます。
議 長	はい、ありがとうございました。 それでは、第４号議案１につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手を求めます。 意見はないように思いますので、裁決にうつらせていただきます。 第４号議案の１番２番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成でございますので、この案件、認可承認されました。
事務局	議案第５号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 議案第５号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するものになります。 基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 ５ページをご覧ください。
議 長	《読み上げ》 以上ご審議をお願いします。 利用権設定の案件でございますが、１番２番を通しまして、ご意見のある方の挙手を求めます。 ございませんか。それでは採決の方にうつらせていただきますが、この案件、当事者の農業委員の〇〇さんが関係していらっしゃいますので、〇〇さんすみませんが、ちょっとドアの方で、外で待っていただけたらと思います。採決がすみましたらすぐ呼びします。 (〇〇委員、退室)

	はい、それでは採決の方につらさせていただきます。第5号議案1番2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので案件は認可承認されました。 (〇〇委員、入室) どうもありがとうございました。 全員賛成という事で認可されましたのをお伝えしておきます。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします
事務局	6ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。 場所は〇〇で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。 以上で説明を終わります。
議 長	報告第2号 非農地証明交付申請について、事務局より報告をお願いします。
事務局	7ページをご覧ください。これは6月に非農地証明書の交付申請があったものですが、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。
尾崎委員	25日に〇〇さんと〇〇に現地、ちょっと境界なんかが分からなかったので一緒に行って説明を受けました。これで、下の田んぼの2町については、直径40cmから50cmの杉林で、ちょっと入るのが怖いので、遠くから見ただけにしました。あと、宅地と畑なんです、宅地はいま、一週間に1回くらい行って木を切って薪を作って積む、道路を挟んでその前に畑があるんですが、そこは、〇〇なんかの〇〇を作る〇〇が、もう2mくらいになっと思ったと思います。それを2m間隔で植えて、たまに熊が出んように草刈りをする、という事でした。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。

	報告事項 1 番 2 番終わりましたけど、この中でご意見等ございましたらお受けしますので、挙手をお願いします。 ございませんか？ はい。
河野雅俊委員	〇〇を栽培してるとなると、非農地にしてもいいんですか？
事務局	普通だったら農地に〇〇を植えて出荷するのですでしたら農地のままなんです。もう現地は山林のようになっていると思われますので。
議 長	現況はかなりすさんだる地区と思います。
河野雅俊委員	はい
議 長	ほかにありませんか？ 以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。
	午前 9 時 2 3 分閉会